

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月14日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称  
茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針
2. 都市計画を定める土地の区域  
茅ヶ崎都市計画区域の区域
3. 縦覧場所  
寒川町都市建設部都市計画課